

概要版

加東市総合計画

後期基本計画

(平成25年度～平成29年度)



はじめに

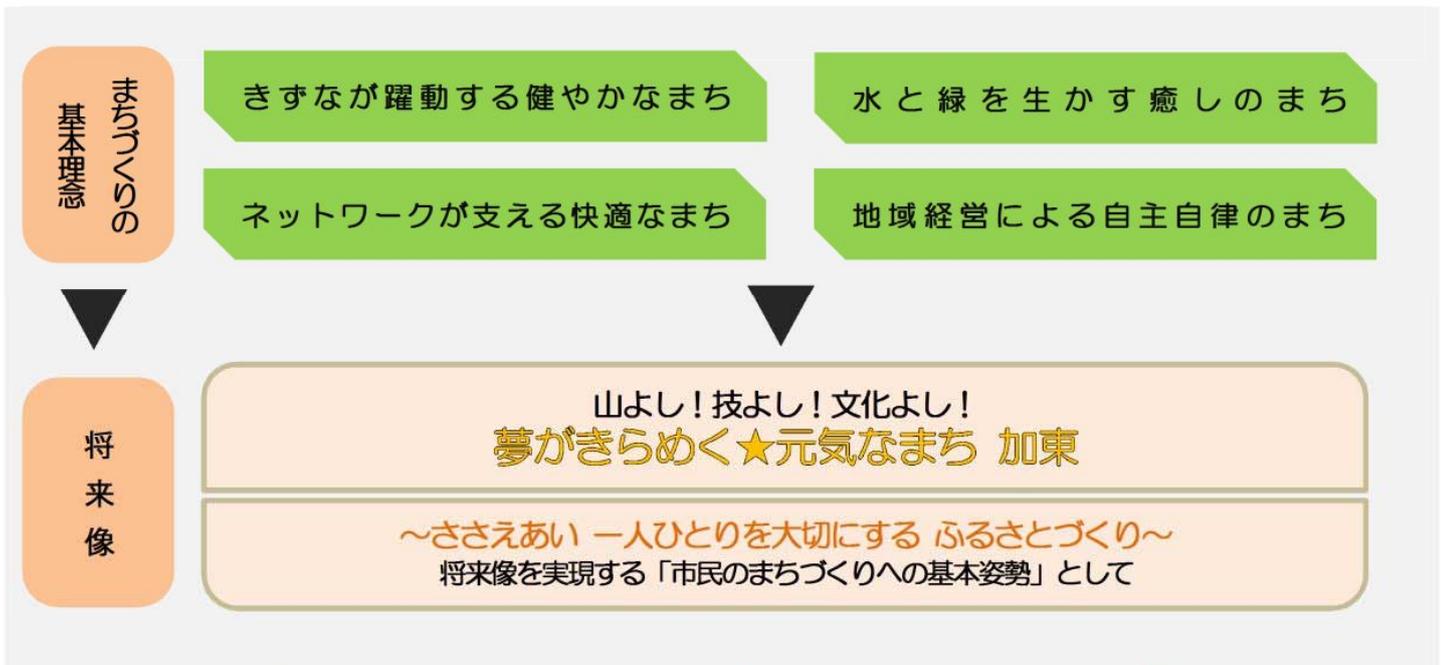
今回策定した後期基本計画は、平成19年度に策定した基本構想を踏襲し、前期基本計画(平成20年度から平成24年度まで)の成果を踏まえ、新たな5か年に向け、市、事業者及び市民が共にまちづくりに取り組むための指針です。

後期基本計画では、前期基本計画から、「基本事業」を「市の取組」に表記を変更し、「主要施策」と「市の取組(基本事業)」を再構築しました。

基本構想

まちづくりの基本理念を踏まえて、将来像を設定し、将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を掲げています。

基本目標を実現するために、自主自律の行政経営に取り組んでいます。



将来像を実現するまちづくりの基本目標

(政策、施策、主要施策、市の取組)

後期基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの総合的な指針となる計画で、自治体の最上位計画に位置付けられています。

総合計画策定に当たっては、経済情勢や「中央集権から地方分権」「個性化・多様化」「多様な主体による協働」などの社会潮流に適合し、より市民ニーズを反映するために、「地域資源の有効活用と地域経営」「市民参画による計画策定」「成果志向型で市民にわかりやすい計画」「“あれもこれも”から“あれとこれ”のまちづくり」を念頭においた戦略的計画としました。

そして、前期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む中で、人口減少や経済・雇用の低迷、地球環境問題の深刻化など厳しい社会情勢への対応が求められてきました。加えて、未曾有の大災害を引き起こした東日本大震災は、これまでの人々の価値観や考え方、意識に大きな変化を与えました。

このため、本市においては、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、前期基本計画の成果を踏まえ、市民の意識の変化やニーズを的確に捉えるとともに今後の政治・経済の動向、社会潮流の変化などを見定めて、後期基本計画は平成25年度から平成29年度までの5か年間のまちづくりの指針としています。

2 計画策定の考え方

後期基本計画は、総合計画基本構想の基本理念やまちづくりの目標を踏襲するとともに、前期基本計画の成果を踏まえ、次の策定方針に基づき、策定しました。

(1) 後期基本計画の位置付け(策定方針)

① 市の将来像を実現するための行政経営計画

市の将来像の実現に向けてより良い成果を創出していくためには、これまでの行政運営から行政経営への転換が重要であることから、前期基本計画では設定していなかった活動指標といった「指標」を各主要施策に設定し、計画の進捗状況や達成度を点検・評価、検証できる計画としています。

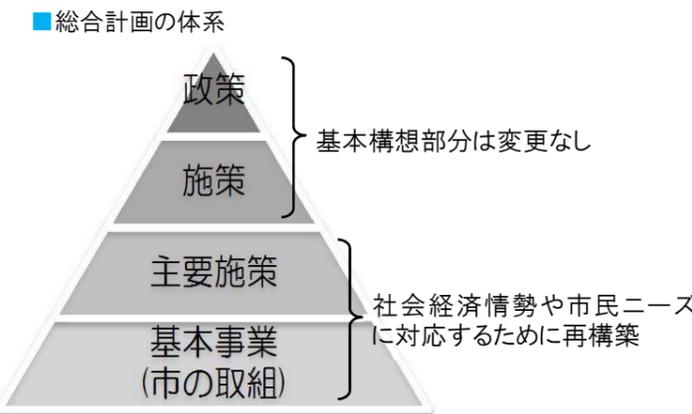
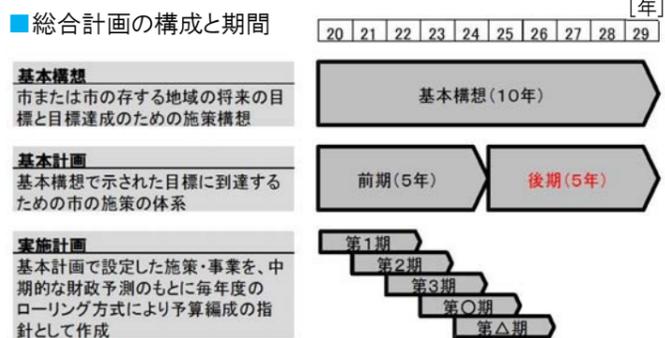
② 市民と協働で進めるまちづくり計画

まちづくりは、行政だけでなく市民をはじめあらゆる主体との「協働」が必要であることから、後期基本計画では市(行政)の取組だけでなく市民や団体、事業者などの取組をあわせて示し、「自助」「共助」の視点を加えて、市民と共にまちづくりに取り組むための指針とします。

(2) 主要施策の統廃合

総合計画の政策体系は、「政策」を頂点に「施策」「主要施策」「基本事業」の順に階層構造になっていますが、基本構想で定める「政策」「施策」部分は変更せずに「主要施策」以下を、社会経済情勢や市民ニーズに対応するために、前期基本計画の成果を踏まえ再構築しました。

※後期基本計画では、市民と協働で進めるまちづくり計画として各主要施策に、基本事業に対応する「自助」「共助」の視点を「市民・事業者等の取組」として示すため、これまでの「基本事業」は「市の取組」と表記しています。



前期基本計画のふりかえり

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の成果を点検・評価し、後期基本計画に引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要です。

本編では、「前期基本計画のふりかえり」として、平成20年度から平成24年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に施策ごとに前期基本計画の成果を示しています。

計画策定の前提条件

1 社会潮流の変化と本市の現状

(1) 安全・安心意識の高まり

東日本大震災などの甚大な自然災害によって、災害から生命や財産を自分たちで守ることの重要性が再認識されるとともに、地域コミュニティや広域連携での防災体制のあり方が問われました。

本市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防災意識の高まりから地域の実情に応じた「地域防災マップ」づくりが始まっています。一方、地域防災の要である消防団員の確保が困難になっている状況から、地域コミュニティの再構築に取り組んでいく必要があります。

(2) 循環型社会への移行(地球環境問題の深刻化)

世界人口の増加や経済成長を背景に、自然環境負荷の増大やエネルギーの枯渇、水不足、食糧危機など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムから脱却する必要があります。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、原子力問題、エネルギー問題が全ての国民の日々の暮らしに直接関わる重要な問題であることを再認識させました。今後は、ごみの減量や再資源化、再生可能エネルギーの活用など、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

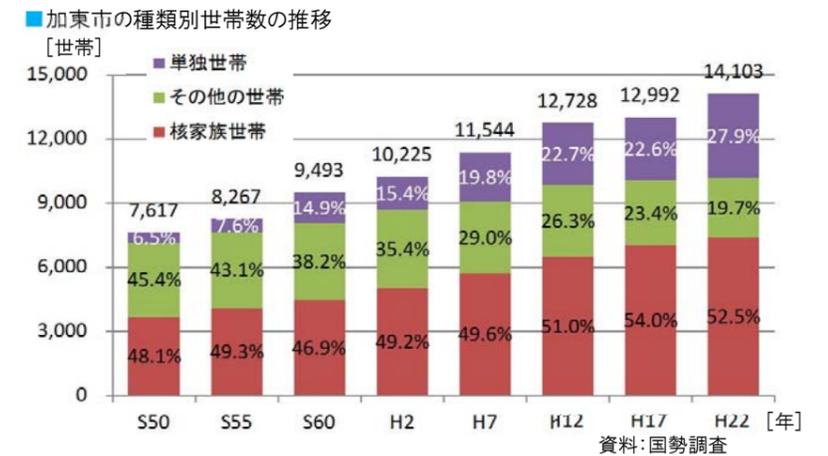
地球温暖化問題では、自動車からの二酸化炭素排出が大きく影響していますが、本市において自動車は、市民生活やさまざまな事業活動を行う上で欠くことのできない存在といえます。今後は、地球環境の保全に向けて環境教育や環境学習を推進するとともに、消費財などの買い換え時にはエコカーや省エネ家電に転換するなど、自動車はもとより家庭で発生する温室効果ガスを抑制するライフスタイルに移行する必要があります。

また、原発事故を契機とした電力不足に直面し、今後のエネルギー供給源のあり方として太陽光発電など新エネルギーの導入を推進していくことが重要になっています。

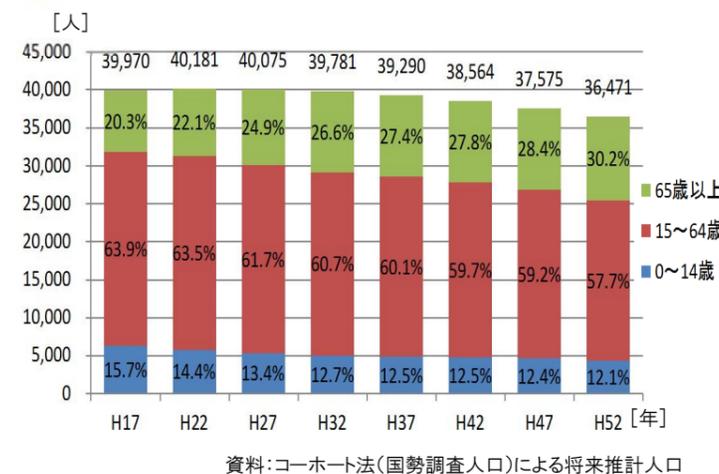
(3) 社会の多様性の尊重(ライフスタイルの変化)

世帯構成や就業形態の変化などに伴い価値観や生活様式が多様化し、物の豊かさから心の豊かさを重視する人々が増加しています。

本市の世帯数の推移は、人口の伸びを上回って増加しています。世帯数の分類別(単独、核家族、その他)の推移では、単独世帯は昭和50年と比較して約8倍になり、核家族世帯は昭和50年と比較して約2倍に増加しています。核家族化や単独世帯化の進行に伴い、ライフスタイルも多様化していると考えられます。また、共働き世帯が年々増加傾向にあることから、仕事と子育てをはじめとした家事との両立、いわゆる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」といった課題も発生しています。



■加東市の将来人口推計



(4) 超高齢社会の到来(人口減少と少子高齢化の進行)

日本の総人口は減少傾向にあり、平成24年1月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成60年には1億人を下回ると予測されています。

また、総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成22年の23.0%が、10年後の平成32年には29.1%になり、50年後には40%に近づくとも予測されています。加えて、合計特殊出生率は平成17年に1.26まで低下し、平成22年には1.39まで回復したものの、今後も低く推移することが予測されます。

本市の将来人口は、平成22年国勢調査の結果に基づく推計では、平成22年をピークに減少し始める予測となります。0歳～14歳人口の割合は減少し、65歳以上人口の割合が増大する少子・高齢化の傾向を示します。そして、総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成32年に26.6%で全国平均よりも低く、その後の増加率も全国平均より低く推移しますが、平成52年には30%を超えることが予測されます。

(5) 地方分権の進展と新たな市民活動の活発化

国において、平成21年に地域主権戦略会議が設置され、地域のことは地域で決定し、権限と責任を持って地域のまちづくりを推進する「地域主権改革」の確立に向けた議論が進められ、平成23年度には地方自治法の一部が改正されました。

一方で、市民活動は行政の補完的役割にとどまらず、多様化する様々な社会ニーズに対応するようになり、活動そのものや組織の社会的意義が注目されるようになりました。

このように、自己決定、自己責任の原則の下、住民に身近な基礎自治体や市民活動により、地域の特性を活かして自主的かつ総合的にまちづくりを推進すべき時代になっています。

本市においては、地方分権の確立に向けて、行財政改革の推進を柱とした確かな行政経営に立脚して、市民と行政による新たなパートナーシップを構築し、協働によるまちづくりを進めています。

また、それぞれの地域では、住民自治組織による地域の特色を活かした主体的な地域づくりが活発化しています。

さらに、多様な主体の参画と協働により地域がより良く発展するために、「輝か加東 まちづくりコンソーシアム」を組織して、まちづくりの担い手の育成や地域の活性化に取り組んでいます。

(6) 高度情報化社会の進展

情報技術を活用することにより場所や時間にとらわれない働き方が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災など様々な分野での活用が期待されています。

その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差(デジタルデバイド)が懸念されています。

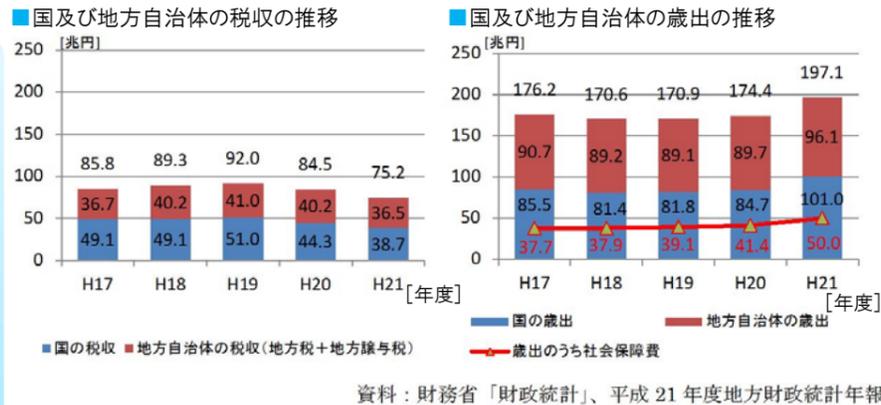
加東ケーブルビジョンは、本市における高度情報化の中心的な役割を担い、インターネットの普及を促進するとともに、各種の行政情報や防災・防犯情報の提供、告知放送などにより市民生活に欠かせない情報ツールとなっています。

しかし、情報技術の目覚ましい進展の中で、施設や機器の整備・更新には多額の事業費が必要なことから、コミュニケーションの活性化を図りつつ、健全な経営が求められています。

(7) 経済及び雇用環境の悪化

国内及び兵庫県内においては産業構造の転換や事業所の大規模化などのために、事業所数が平成3年の全国では6,754千事業所、兵庫県では272千事業所をピークに減少傾向にあります。今後、人口減少社会を迎え、大幅な経済の成長や拡大が期待できない中で、企業においてはグローバル化やICT技術の活用などを進め、競争力を高めていくことが求められています。

本市の事業所数及び従業員数は概ね横ばいで推移していますが、災害リスクが低く、中国自動車道が東西を結び、国道175号と372号が交差する交通の要衝であること、さらに、空間や労働力が豊富であるなどの好条件から、順調に企業立地が進んできました。今後は、ビジネスマッチングなどソフト施策による産業振興に取り組んでいくことが重要です。



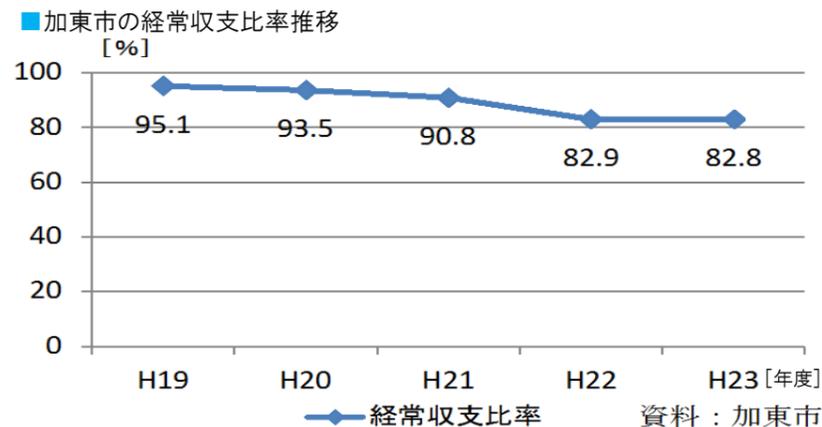
(8) 財政健全化の推進

長引く景気低迷により国と地方自治体の税収は、平成19年をピークに減少を続けています。一方歳出は、国及び地方自治体共に社会保障費の上昇などにより増加傾向にあります。今後も、東日本大震災の影響や人口減少により税収の回復が見込めない状況が続くことが予想されます。

こうした中で、平成21年に財政健全化法が施行され、地方自治体には4つの財政健全化判断比率を早期健全化基準未満に維持することが求められています。

地方自治体においては、選択と集中による資源配分の最適化を行うなど、自立した行財政運営が求められています。

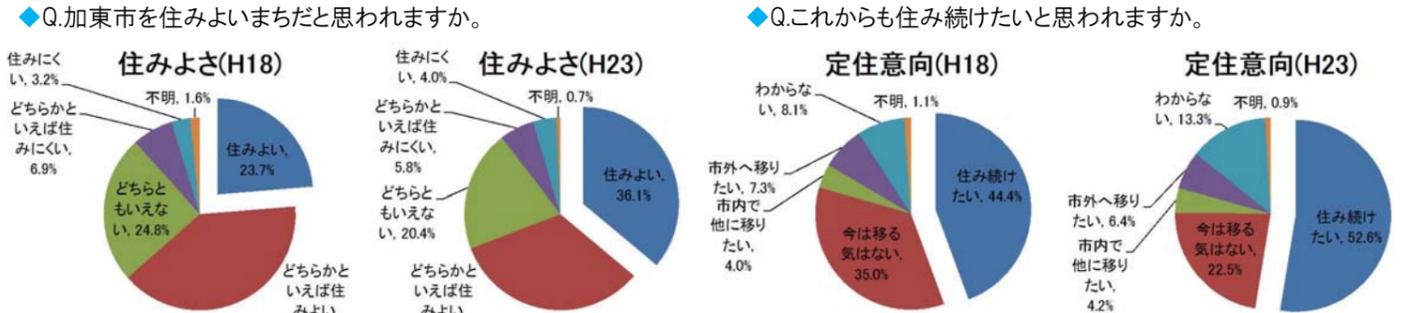
本市の経常収支比率は年々改善し財政構造の弾力性が高まっていることから、投資的経費など臨時的に使用できる一般財源が増加しています。しかし、平成28年度からは地方交付税が段階的に減少し、財政の根幹をなす市税収入も不透明な経済状況により増収が見込めないことから行財政改革を一層推進し、効率的かつ効果的にまちづくりに取り組む「行政経営」に転換していく必要があります。



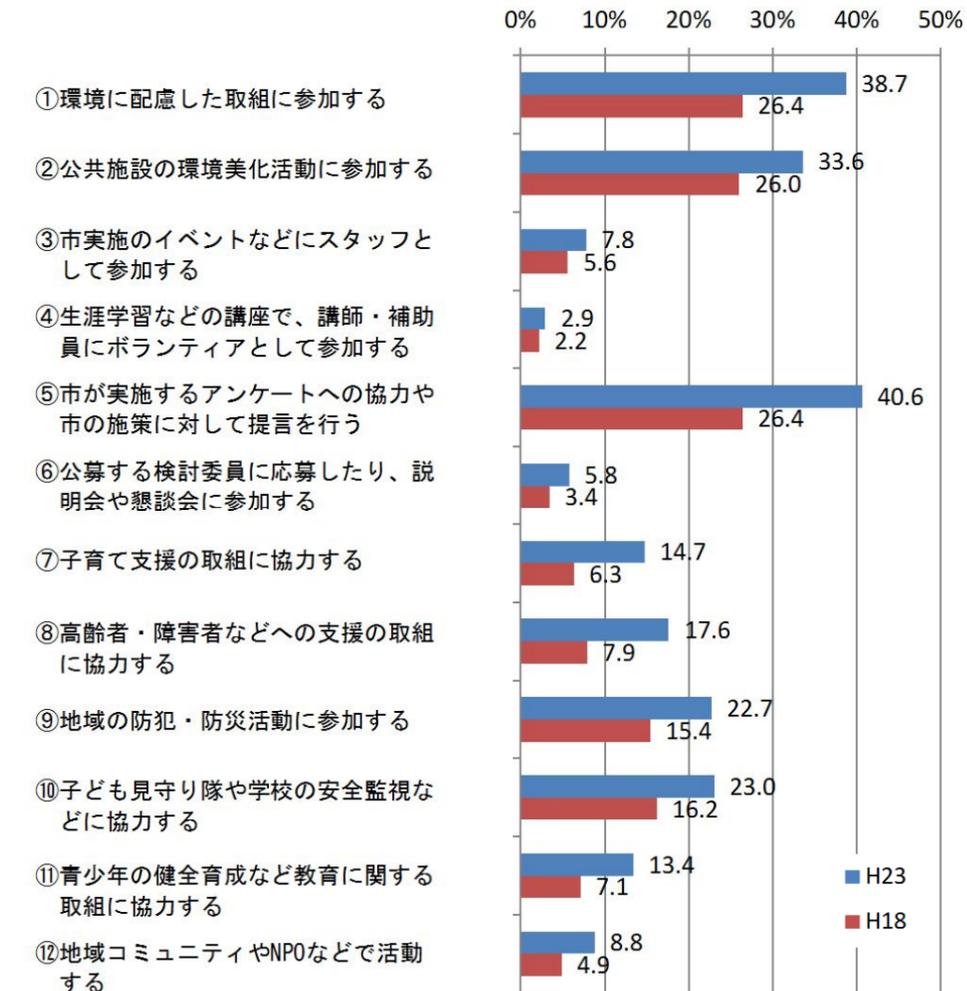
2 市民意識調査

本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズなどを把握するため、平成24年1月から2月にかけてアンケート調査を行いました。

- 加東市が「住みよい」まちであるという評価が高くなりました
- 重要性の高い施策は「医療体制の整備・充実」、満足度の高い施策は「緑地・公園などの創造」
- まちづくりへの参画・協働の意識が高まっています



◆ Q.市民と行政が協力して行う取組(協働)に参加・協力されていますか。または、今後の可能性は。



政策Ⅰ
『文化』

未来を拓く人を育む 文化のまち

基本目標

子どもたちが健やかに成長できる環境を整備するとともに、行政は市民の学習に対する様々な要望に的確に応え、市民は自らが学び、地域に根差した魅力あふれる生活を創造します。さらに、家庭、地域、学校、行政などが相互に連携を図りつつ、子どもが育ち、人材が育成される環境づくりを進めます。

施策	主要施策	(通し番号)
1 地域文化の継承・発展	(1) 市民文化の創造の促進	No.1
2 国際交流の推進	(1) 国際化施策の推進	No.2
3 学校教育の充実	(1) 心の教育の推進 (2) 学校教育の充実	No.3 No.4
4 生涯学習の充実	(1) 生涯学習を支える基盤整備	No.5
5 スポーツ・レクリエーションの推進	(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	No.6
6 青少年の育成	(1) 青少年の健全育成	No.7



政策Ⅱ
『安全』

人と自然が調和した 安全なまち

基本目標

豊かで恵まれた自然環境と共生し、地域の人々のつながりを活かした環境対策、交通安全対策や防犯対策の推進、まちな防犯力の強化などに取り組み、人と自然が調和した心がなごむ安全なまちをめざします。

施策	主要施策	
1 豊かな自然の保全・活用	(1) 水と緑の保全と創造	No.8
2 環境にやさしい暮らしづくり	(1) 環境衛生の推進 (2) 地球環境の保全に向けた取り組みの推進 (3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進	No.9 No.10 No.11
3 交通安全・防火体制の充実	(1) 交通安全対策の推進 (2) 消防・救急体制の充実	No.12 No.13
4 災害に強いまちづくり	(1) 防災・減災力の強化	No.14
5 防犯体制の強化	(1) 防犯対策の充実 (2) 消費者擁護と自立の促進	No.15 No.16



政策Ⅲ
『安心』

健やかで心がふれあう やさしいまち

基本目標

市民一人ひとりの健康づくりをはじめ、地域医療の充実、地域のつながりを大切にしたい子育て支援や高齢者・障害のある人の自立支援、要援護者の社会保障の充実を図り、健やかで心がふれあうやさしいまちをめざします。

施策	主要施策	
1 子育て支援の充実	(1) 親子の健康づくり (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 要支援児童対策の充実	No.17 No.18 No.19
2 健康づくりの充実	(1) 健康増進の推進	No.20
3 高齢者保健福祉の充実	(1) 高齢者の介護予防と生きがいづくりの推進 (2) 介護サービスの充実	No.21 No.22
4 障害者・要援護者福祉の充実	(1) 障害者福祉の充実 (2) 要援護者に対する支援	No.23 No.24
5 医療の充実	(1) 地域医療サービスの充実 (2) 医療保険・社会保障制度の確立と充実	No.25 No.26
6 地域保健・地域福祉の推進	(1) 保健・医療・福祉連携のネットワークづくり (2) 地域福祉活動の促進	No.27 No.28



政策Ⅳ
『活力』

魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

基本目標

農業・商業・観光産業の有機的な連携の中で、市全体が一体となった地域産業の振興を推進し、活性化を図ります。また、雇用の創出を図り、誰もが生きがいをもって働くことができる社会づくりを推進するとともに、市民一人ひとりが多様な形で地域の活性化に寄与し、自分のまちに誇りがもてるまちづくりをめざします。

施策	主要施策	
1 農業の高度化	(1) 農業の活性化	No.29
2 森林の保全・活用	(1) 森林の保全と活用	No.30
3 地域産業の活性化	(1) 地域産業の活性化	No.31
4 新産業の創出	(1) 新産業・起業の促進	No.32
5 観光産業の活性化	(1) 観光の振興	No.33
6 雇用対策の充実	(1) 就労環境の充実	No.34



政策Ⅴ
『快適』

暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち

基本目標

上下水道や道路環境、公共交通ネットワークなど、暮らしの基盤についての整備や充実を図るとともに、景観や住環境などに配慮した心地よいまちをめざします。また、市民一人ひとりがまちづくりに対する意識をもち、様々な取組に主体的にかかわるとともに、行政はこれらの取組への支援に努めます。

施策	主要施策	
1 まち並みづくり	(1) 土地利用・まち並み整備の総合的推進	No.35
2 良好な住環境づくり	(1) 暮らしを基本とする住宅地の形成	No.36
3 ユニバーサル社会づくり	(1) ユニバーサル社会づくりの推進	No.37
4 情報通信サービスの充実	(1) CATVなどによる行政サービスと市民交流の促進	No.38
5 道路環境・ネットワークの充実	(1) 総合的なまちづくりの推進	No.39
6 公共交通機関などの整備	(1) 総合的な交通体系の確立	No.40
7 ライフラインなどの充実	(1) 上下水道の充実	No.41



政策Ⅵ
『協働』

多様なきずなが織りなす 協働のまち

基本目標

すべての市民の人権が尊重され、平等に参画できる環境を整え、きめ細やかなまちづくりに対応できるコミュニティの育成や地域の自立、ボランティアの普及・啓発に努めます。さらに、多様なきずなでみんなが愛着のもてるまちづくりを進めます。

施策	主要施策	
1 人権教育・啓発の充実	(1) 人権施策の総合的推進 (2) 男女共同参画社会の推進	No.42 No.43
2 コミュニティづくり	(1) 地域コミュニティの活性化	No.44
3 市民主体・自立のまちづくり	(1) 市民参加・参画の推進	No.45
4 ボランティア活動の促進	(1) 市民活動の推進	No.46



政策Ⅶ
『実現に向けて』

まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営

基本目標

積極的な情報公開や電子自治体の構築により、市民サービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な行政運営と健全な財政基盤の確立に努めるなど、自主自律の行政経営を進めます。

施策	主要施策	
1 行財政の改革	(1) 計画行政の推進 (2) 人材育成と行政組織の活性化 (3) 透明で公正な行政の推進	No.47 No.48 No.49
2 行政運営の推進	(1) 適正な行政運営による市民サービスの向上 (2) 広域的な行政の推進	No.50 No.51
3 財政基盤の確立	(1) 健全な財政運営	No.52





加東市民憲章

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

(平成23年3月20日制定)

このたび策定いたしました後期基本計画は、前期基本計画の成果を踏まえ、「市の将来像を実現するための行政経営計画」として成果を評価・検証できる指標を新たに設定するとともに、「市民と協働で進めるまちづくり計画」として市の取組だけでなく、「自助」「共助」の視点を加えた、これまでの計画からステップアップした計画としています。

この計画に基づき、一つ一つ確実にまちづくりに取り組むことで、「人口の流入と定住化を進め、支えあいと活力のある社会」の実現を目指したまちづくりを進めることにより、このまちに住んでよかった、このまちに住み続けたいと思っただけの「輝く加東」につながるものと確信しています。

加東市長 安田正義

加東市総合計画

後期基本計画(概要版)

(平成25年度～平成29年度)

発行日:平成25年6月
発行:加東市
編集:加東市企画部企画政策課
〒673-1493 加東市社50番地
TEL:0795-42-3301
FAX:0795-42-5633
URL:<http://www.city.kato.lg.jp>

